



No. 230  
©SEP' 12

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## アワードに係る経済的利益の所得区分と収入すべき時期

今回ご紹介する判決は、インセンティブ報酬制度の一種であるアワードについて、親会社株式を無償で取得したことによる利益の所得区分と収入すべき時期を主たる争点とする最新の事例です（平成 24 年 7 月 24 日非公開裁決・一部取消し・F0-1-451）。

### <事案の概要>

請求人は、勤務先の企業グループの株式報酬制度により、勤務先の外国親会社（C銀行）の株式を無償で取得する権利（アワード）を付与されました。本件アワードには、一定期間、取消条項や譲渡制限等が付されていますが、その制限期間の終了する日（ベスティング日）は、平成 19 年 8 月 1 日です。

本件は、請求人が、株式を無償で取得したことによる利益を平成 19 年分の所得に含めないで申告したところ、当該利益は給与所得に当たるとして更正処分を受けた事案です。

### <国税不服審判所の判断>

#### 1 所得区分

請求人は、アワードに係る経済的利益は一時所得に当たると主張する。しかし、本件アワードに係る株式報酬制度は、Cグループの報酬体系の一環として位置づけられており、Cグループ内のどの企業の従業員であるかを特に区別することなく、Cグループの中核となる従業員の士気及び勤務意欲を高め、こうした従業員を確保することを目的としたものであり、また、付与されたアワードは、取消条項に基づいて取り消される可能性があるなど、被付与者がアワードに係る利益を取得するためには、企業における一定期間の勤務を必要とすることが認められる。したがって、本件アワードに係る経済的利益は、請求人がCグループに属するA証券及びB証券の従業員として職務を遂行し、一定期間勤務を提供したからこそ、その対価として得た給付であるから、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な勤務の対価として給付されたものとして、所得税法 28 条 1 項に規定する給与所得に該当する。

#### 2 収入すべき時期

原処分庁は、本件利益の収入すべき日はベスティング日である旨主張する。しかし、ベスティング日においては、請求人に実際に交付される株式の株数が具体的に確定しておらず、米国における源泉徴収債務等に当てる金員及びその他支給される金員についても、それらの各金額が具体的に確定していない。そして、ベスティング日に請求人が配当受領権や議決権等の株主としての地位を取得したことを裏付ける証拠は見当たらない。そうすると、ベスティング日においては、本件利益を構成するC株式及び各金員に係る所得が、担税力のある所得として具体的に実現したとはいえない。

本件アワードは、ベスティング日の後、決済に要する手続等の期間を経て、C株式が請求人の証券口座に入庫され、請求人が株主としての地位を取得したと認められることからすれば、ベストされた本件アワードに係る最初の決済日である入庫日（平成 19 年 8 月 17 日）に、請求人がC株式の支給を受ける権利が確定し、担税力のある所得が実現したとするのが相当である。

#### 3 収入すべき金額

請求人は、収入金額の円換算については、TTB（電信買相場）によるべきであると主張する。しかし、本件利益に係る収入すべき金額は、平成 19 年 8 月 17 日の株価（終値）及び同日のTTM（電信売相場の仲値）を用いて計算するのが合理的である。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 啓子）

◇ 以上の判決について詳細（全文・A4版23頁）が必要な方は、送料・実費とも 1,500 円（税込）で頒布しますので、下記宛ご一報ください。

JUSTAX 第 230 号(平成 24 年 9 月 10 日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628